

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西尾市	北部地区(北部集落) 志貴野町、新渡場町、伊藤町、戸ヶ崎町	令和5年3月23日	令和4年3月22日

1 対象地区的現状

①地区内の農地面積	44.2 ha
②地区内における中心経営体を含む担い手農業者の農地面積の合計	25.9 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地面積の合計	- ha
④地区内における60才以上の農業者の自作農地面積の合計	- ha
i うち後継者がいる農業者の自作農地面積の合計	- ha
ii うち貸出意向のある農業者の自作農地面積の合計	- ha
⑤地区内において中心経営体を含む担い手農業者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(備考)	
地区的耕地面積の内、中心経営体を含む担い手農業者が継続的に営農をおこなう見込み農地が過半以上そのため、既に実質化されていると判断した地区	

2 対象地区的課題

本地区における営農活動を行う農業者はある程度確保されている。 今後も中心経営体を含む担い手農業者が、継続的に営農をおこなう見込み農地の集積を進める必要がある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区の農地利用は、ブロックローテーションを中心とした土地利用型農業と茶専作農業とを両立し、地区全体で農地の有効利用を図る。特に麦、大豆においては、地域で協力し大規模かつ効率的に作業することを目指す。そのために地区の中心となる経営体へ利用集積を更に進める。
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻・麦・大豆	8000a	水稻・麦・大豆 玉ねぎ	8430a	北部集落他
認農法	B	水稻・麦・大豆	9850a	水稻・麦・大豆	10700a	北部集落他
認農	C	水稻・麦・大豆	4400a	水稻・麦・大豆	4800a	北部集落他
認農	D	茶専作	300a	茶専作	400a	北部集落他
認農	E	水稻・麦・大豆	5500a	水稻・麦・大豆	7000a	北部集落他
認農	F	水稻・麦・大豆	11300a	水稻・麦・大豆	12000a	北部集落他
認農法	G	露地野菜	104a	露地野菜	500a	北部集落他
計	7人					

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、それ以外の中心経営体は「その他」と記載しています。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現在から概ね5~10年後の意向を掲載しています。

注3:「経営面積」欄には、対象地区内における中心経営体の経営面積ではなく、西尾市内全体地区における経営面積を記載しています。

注4:農業を営む範囲に記載のある集落の後に「他」がつく農業者は、他地区においても中心経営体として、記載をしています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○ 農地の貸付け等の意向

アンケートによる貸付け等の意向を確認していない。

○ 農地中間管理機構の活用方針

- ・地区として、農地の集積・集約に取り組む場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯園を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。